

市民憲章

わたくしたち八尾市民は

1. 若い力をそぞろめましょう。
2. あたなかい心でまじわりましょう。
3. みどりのまちをつくりましょ。
4. 文化財をたいせつにしましょ。
5. 働くよろこびに生きましょ。

八尾市時報

昭和40年9月5日

第294号

10月10日

三種の祝物

祝物

成人家級

気軽に参加下さい

後期の受講生募集

受付は9月24・25日

公民館では成人学級後期の受講生を次のとおり募集することになりました。今回は前期で受講を止められた方の補充のみが行なわれますので定期講座だけが各々二十人づつが募集されますのでなるべく早くお申込み下さい。

成人学級の利用者は毎年増える一方で、とかくお仕事や家事に追われ時ども市民の方々の生活にうるおいをと気軽に参加できる講座です。

全講座の講義を修められた方には、
は修了証書が渡されることになります。
ており、この講座を通じて広く社会
会を知る手がかりにして豊かな営
るい社会を築きましょう。

開設期間は十月から翌年三月ま
での六ヶ月間で会場は各講座と
公民館で行なわれます。

▽申込資格▽八屋市民又は市内
在勤者で15才以上(学年、性別)
問いません

▽受講料▽無料(ただし科目)

明社に於ける
より材料費 テキスト代など実費
が要ります)

▽申込手続 一九月二十日(金)
二十五日(土)の西日、午前十時
から午後六時三十分まで公民館で
受け付けます。

なお詳しいことは、八尾市立公民館
電話②三八八八へご連絡ください。

市営住宅

店者を募集 病院、大阪市

（三）二三戸 紙の交付
一九月十三日（月）
水まで。午前九時
まで。
（四）市民相談室と建設
▽提出 時から
間は午

居者の抽せん
時リ九月二十日(月)午前十
時半から午後三時半ま
る。場所リ市民ホール

●新町市場、○労働会館、△11日
（月）労働会館、▽14日（木）
鳴幼稚園、▽15日（水）
小学校、○南高安公民館、
（木）志総小学校、▽17日（金）
△18日（土）市民ホール。
も結構であります。

△13日	(土)	火白	中高安	無縫	近 年 特 に 利 用 分 量 を 建 設 し ま し た。
▽16日	(金)	中高安	中高安	中高安	集会所として月に開館され
所在地	△本館	山	山	山	月に開館され
五講座	○労働講座	駅下車東へ徒歩	駅下車東へ徒歩	駅下車東へ徒歩	五講座を専門の者
者	者	勤労者を対象	勤労者を対象	勤労者を対象	者を教養を高めさせつて
の教養を高めさせつて	の教養を高めさせつて	座、貸室、結婚	座、貸室、結婚	座、貸室、結婚	の教養を高めさせつて

多くのの方々に利用されていました。市内では数少ない市
者が多くなったため、本年地
域的にも利用者の分散を

民の会から講師が来ます。まで開講します。募集します。

七月 度で全講座を通して行なに募集します。

○貸室いろいろの 展覧会などに利用してはう室があります。利

山本 建物で会館備え付で記入の上お申しあみます。利

勤労 館講 費用料金は別表とし

し十 ○結婚式場式場は 方々にふさわしい最 小

て賃貸に行なえるよ

て、毎年五月から六月
受講される方は毎年五月
六人貢は一回平均六十人程

W おし
らせ

印のある場所では午前十時
から正午まで。○印のある場所で
午後一時から三時半まで。

卷之三

二

23

施設利用の手引き

二七

貸 室 料 金 表								
本 館 附	室 名	収容人員	午 前	午 後	午前・午後	夜 間	午後・夜間	全 日
	第1、2会議室	150人	500円	600円	900円	700円	1,100円	1,500円
	第1会議室	100	400	500	700	600	900	1,200
	第2会議室	30	150	200	300	250	400	500
	松・竹の間	50	350	450	650	500	750	1,000
	和室 1室	25	200	300	400	350	500	700
	控室(各室)	10	100	100	170	150	200	300
	談話別室	8	50	70	100	80	120	150
	割ばう室	36	150	200	300	250	400	500
	洋 室	30	150	200	300	250	400	500

備設居室室十九室外静養室等十三室収容員四十名
（なお、当ホームは建物が相当老朽化しているため、昭和四十一年三月完成を目指し、高安山麓大竹にある心合寺山古墳内に鉄筋コンクリート造三階建収容員員六十名という近代的なホームを建設予定です。）
入所資格① 六十五歳以上の方（口）
身体上、精神上、環境上、また経済的な理由によつて、家庭で養護を受けることが困難な人。
（ハ）福祉事業所の委託者である人になります。
くわしくは福祉事務所か、近づく民生委員さんにお問い合わせ下さい。（つづけ）